

【Q1】

現行の保険証はいつから
使えなくなるのか？



【Q1】

現行の保険証はいつから使えなくなるのか？

【A1】

■ **健康保険組合や協会けんぽの場合**

⇒退職等で資格喪失にならない限り**2025年12月1日**まで使用できる。

■ **国保・後期高齢の場合**

⇒保険証の有効期限は**2025年7月31日**まで

■ **医師国保・歯科医師国保の場合**

⇒保険証の有効期限は**2025年7月31日**まで

【Q2】

現時点で、まだ保険証があるにも関わらず、薬局で「マイナ保険証でない」と受付できない」と言われたがどうすればよいか？

【Q2】現時点で、まだ保険証があるにも関わらず、薬局で「マイナ保険証でないと受付できない」と言われたがどうすればよいか？

【A2】

「受付できない」ということはあり得ない。2024年10月11日時点で、マイナ保険証以外にも、保険証、処方箋を提示すれば資格確認ができる為、受付はできる。

【Q3】
「資格確認書」
とはなにか？



【Q3】 「資格確認書」とはなにか？

【A3】

- 現行の保険証が廃止された後、医療機関を受診する際に必要となるもの。
- マイナ保険証の利用登録をしていない人が交付対象。
- 各保険者から交付される。
- 被保険者情報が記載されている。
(つまり、従来の保険証のようなもの)
- 有効期限は最大5年で各保険者で設定。

【Q4】

「資格確認書」は申請をしなくても郵送されてくるのか？



【Q4】 「資格確認書」は申請をしなくても郵送されてくるのか？

【A4】
当分の間、申請なしで交付される。

【Q5】
「資格確認書」はいつ送
られてくるのか？



【Q5】 「資格確認書」はいつ送られてくるのか？

【A5】

原則、健康保険証の有効期限が切れる前に送られてくる。

国保・・・2025年7月頃

協会けんぽ・・・2025年9月～11月頃

【Q6】

マイナ保険証を持っている
と「資格確認書」はもらえ
ないのか？



【Q6】 マイナ保険証を持っていると「資格確認書」はもらえないのか？

【A6】

基本的にはもらえない。要介護高齢者、障害者等の要配慮者は申請により資格確認書がもらえる場合があるとのこと。

【Q7】
「資格確認書」はカード
型か、紙タイプか？



【Q7】 「資格確認書」はカード型か、紙タイプか？

【A7】

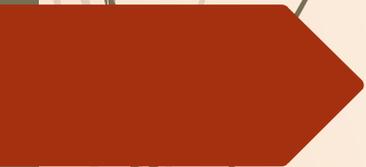
保険者により異なる。従前の健康保険証と同様の形状になることが想定される。

【Q8】

「資格確認書」の有効期限が最大5年とのことだが、有効期限が切れたらどうなるのか？

【Q8】 「資格確認書」の有効期限が最大5年とのことだが、有効期限が切れたらどうなるのか？

【A8】



【Q9】
「資格情報のお知らせ」
とはなにか？



【Q9】 「資格情報のお知らせ」とはなにか？

【A9】

マイナ保険証の利用登録している人に送られる被保険者情報記載した書面。お知らせなので**単体では使用不可**。マイナ保険証とセットで利用する。マイナ保険証が利用できない医療機関等で使用する。

【Q10】

「資格情報のお知らせ」はどこからどのように送られてくるのか？



【Q10】 「資格情報のお知らせ」はどこからどのように送られてくるのか？

【A10】

各保険者から送付される。
原則、マイナ保険証の保有者に交付される。



【Q11】
「資格情報のお知らせ」と
「資格確認書」は、
両方とも交付されるのか？

【Q11】 「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」は、両方とも交付されるのか？

【A11】

原則は、「資格確認書」が交付される人(マイナ保険証利用登録していない人)には「資格情報のお知らせ」は交付されない。

しかし、
協会けんぽ、共済組合、健保組合など被用者保険は、
全ての被保険者に「資格情報のお知らせ」が交付された。

地域保険（市町村国保）医師国保・歯科医師国保などは、マイナ保険証利用登録者のみに交付される。

【Q12】

「資格情報のお知らせ」は
どういうタイミングで使う
のか？



【Q12】 「資格情報のお知らせ」はどのようなタイミングで使うのか？

【A12】

顔認証付きカードリーダーが設置されていない医療機関や、カードリーダーが設置されていてもトラブルが発生して、正しく使えない時に利用するが、その際「資格情報のお知らせ」単体では使用できない。必ずマイナ保険証とセットで利用する。

【Q13】

カードリーダーが設置されていない医療機関に対し、「資格情報のお知らせ」だけで受診することは可能か？

【Q13】カードリーダーが設置されていない医療機関に対し、「資格情報のお知らせ」だけで受診することは可能か？

【A13】

できない。

「資格情報のお知らせ」と「マイナ保険証」のセットか、もしくは「資格確認書」で受診する。

【Q14】

10月からマイナ保険証の利用登録が解除できると聞いたが、その方法は？

【Q14】 10月からマイナ保険証の利用登録が解除できると聞いたが、その方法は？

【A14】

各保険者に申請することにより、マイナ保険証の利用登録解除が可能。手続き方法などは未定。協会けんぽに確認したところ、10月時点で「まだ何も決まっていない。12月頃ではないか」との回答であった。

【Q15】

マイナ保険証の利用登録解除をした場合、「資格確認書」が必要になるが、「資格確認書」はプッシュ型で送られてくるのか？それとも申請しなくてはいけないのか？

【Q15】 マイナ保険証の利用登録解除をした場合、「資格確認書」が必要になるが、「資格確認書」はプッシュ型で送られてくるのか？
それとも申請しなくてはいけないのか？

【A15】

基本的にはプッシュ型になる予定だが、保険者によっても異なる可能性はある。

【Q16】

マイナ保険証の登録を解除すると、付与されたマイナポイントは返さないといけないか？

【Q16】 マイナ保険証の登録を解除すると、付与されたマイナポイントは返さないといけないか？

【A16】
返さなくてもよい。

【Q17】

マイナンバーカードに格納されている電子証明書は5年の有効期限があるが、5年の有効期限が切れた場合、マイナ保険証の効力も失効するのかな？

【Q17】 マイナンバーカードに格納されている電子証明書は5年の有効期限があるが、5年の有効期限が切れた場合、マイナ保険証の効力も失効するのか？

【A17】

電子証明書を利用して情報連携しているため有効期限が切れたらマイナカードそのものが使えなくなる。カードリーダーなどで読み込めなくなる。顔写真付き身分証としては使える。

【Q18】

マイナンバーカード・電子
証明書の更新はそれぞれど
うすればよいのか？

【Q18】 マイナンバーカード・電子証明書の更新はそれぞれどうすればよいのか？

【A18】

住民登録している自治体で更新手続きを行う。

【Q19】

電子証明書が5年の有効期限が近付いてきた場合、更新のお知らせは通知されるのでしょうか？

【Q19】 電子証明書の5年の有効期限が近付いてきた場合、更新のお知らせは通知されるのでしょうか？

【A19】

有効期間の3か月前に、J-LISより更新手続きの案内が送付される。

3か月以下になると、顔認証付きカードリーダーの画面上で更新のアラート表示が出るようになる。

【Q20】

結局、現行の保険証が使えなくなってしまう後に、医療機関を受診する場合はどうすればよいか？

【Q20】

結局、現行の保険証が使えなくなってしまった後は、医療機関を受診する場合はどうすればよいか？

【A20】

- ① マイナ保険証で受診する。
- ② マイナ保険証の利用登録をしていなければ、「資格確認書」で受診する。

【Q21】

カードリーダー1台では足りない。追加したい場合はどうすればよいか？国からの補助金などはあるか？

【Q21】

カードリーダー1台では足りない。追加したい場合はどうすればよいか？国からの補助金などはあるか？

【A21】

- ・マイナ保険証の利用件数が一定以上の医療機関は補助金が出る。それ以外は自費となる。
- ・令和5年10月～令和6年11月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数が、顔認証付きカードリーダー1台当たり500件以上の医療機関が顔認証付きカードリーダーを増設した場合、増設に要した費用の一部が補助される。

※令和5年11月11日以降に増設した顔認証付きカードリーダーであれば、導入時期に関わらず補助対象となる。ただし、補助の申請については、導入を完了したうえで期限（令和7年1月15日）までに申請する必要がある。

＜補助の上限額＞

- ・病院は最大3台分の増設
- ・診療所・薬局は、1台分の増設に要した購入費用・増設費の1/2が補助される。
- ・補助の上限は、病院は、1台分で275,000円、2台分で450,000円、3台分で625,000円
- ・診療所・薬局は、1台分で275,000円。

【Q22】

感染対策でトリアーージ対応などしている場合は無線のタブレット版カードリーダーが必要になってくるが流通しているか？

【Q22】

感染対策でトリージ対応などしている場合は無線のタブレット版カードリーダーが必要になってくるが流通しているか？

【A22】

通常の受付窓口とは異なる動線で資格確認を行う必要がある場合には、**居宅同意取得型**を活用してオンライン資格確認を行うことが可能。

訪問診療等と同様に、医療機関等の端末を活用するほか、オンライン診療での受診の際には患者本人の端末で同意登録・本人認証を行っていることも踏まえ、患者の端末も活用可能となる。

- 発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で受付や診療を行う場合
- 緊急入院により受付窓口で資格確認を行わずに入院した場合の資格確認や、長期入院時に毎月の資格確認を病室において実施する場合
- 車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式の運用を行っている場合